

さいたま市障害者生活支援センター運營業務委託事業者選定委員会（さいたま市南部地域）運営要綱

（設置）

第1条 さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）第3条の規定に基づき、さいたま市障害者生活支援センター運營業務を受託する事業者の選定に当たり、さいたま市障害者生活支援センター運營業務委託事業者選定委員会（さいたま市南部地域）（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、さいたま市南部地域のさいたま市障害者生活支援センター運營業務の受託事業者の選定基準の策定及び受託事業者の選定に関する事項を審査する。

（対象地域）

第3条 委員会の対象地域は、さいたま市の中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区とする。

（組織）

第4条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項

は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、さいたま市障害者生活支援センター運営業務を受託する事業者が選定される日限り、その効力を失う。